

滋賀県立大学同窓会

「湖風会滋賀支部」会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、「湖風会滋賀支部」と称す。以下本支部と言う。

(目的)

第2条 本支部は、滋賀県立大学同窓会「湖風会」(以下「湖風会本部」と言う。)会則第2条と同じくする。

第3条 本支部会則は、湖風会本部会則中、第6章第21条の支部規則とする。

(事務所)

第4条 本支部事務局は、湖風会本部事務局に併設する。

(事業)

第5条 本支部の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 支部役員を設置とその役員会の開催
- (3) 各種親睦会、及びその他本支部の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本支部会員は湖風会本部の会則第6条に定めてある、正会員、準会員、特別会員、及び名誉会員中、滋賀県内に居住する者、および勤務する者

第3章 役 員

(役員)

第7条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 役員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2. 役員は、単位同窓会から選任された者、及び地域分会長からなる若干名とする。

3. 支部長、副支部長、会計は役員の内選により選出する。

4. 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

5. 本支部は、同窓会員の代表意見を求めるため、上記役員以外に、原則として、各学年、学科毎数名の「評議員」を指名し、委任する。

(役員の内選)

第8条 役員の内選は2年とし、再選を妨げない。

ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の内選は前任者の残任期間とする。

(役員の内選)

第9条 支部長は、本支部を代表し会務を総括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその任務を代行する。
3. 役員は、役員会を組織し、本支部の事務の執行にあたる。緊急を要する事項を除いてその主要なものについては、総会における審議決定によるものとする。
4. 会計は、本支部の会計を掌る。
5. 監事は、本支部の会務および会計を監査する。

(役員の補充)

第10条 役員に欠員が生じたときは役員会の承認を得て、支部長がこれを指名する。

第4章 会 議

第11条 本支部の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、隔年に1回開催し、当会則第2章、第6条にて定めた会員で構成する。

- (1) 総会は、本支部の運営に関する審議事項を審議する。
- (2) 総会の定足数は、役員、選任した評議員及びその委任状数を含む過半数以上の出席者数にて成立する。
 2. 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。
 3. 総会に欠席する会員の議決権は、出席者に一任したものとみなす。
- (3) 支部長は、必要あるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

(役員会)

第13条 役員会は、支部の執行機関として、必要に応じ、支部長がこれを召集し、予算、決算、事業に関すること、総会に付議する原案及び会務に関すること等について審議する。内容により、議決することができる。

2. 役員会の定足数は、委任状数を含む「3分の2」以上の出席者数にて成立する。
3. 役員会の議事は出席者の過半数によって決する。
4. 本支部の運営活動の活性化を図るため役員会内に専門委員会を設置することができる。

第5章 会 計

(経費)

第14条 本支部の運営費は、本部よりの助成金、臨時会費、寄付金などの収入をもってこれにあてる。

(会計年度、及び収支会計)

第15条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

2. 本支部の運営に関する収支会計は予算計画を作成し、それに従い支出し会計報告を行う。

第6章 分 会

(分会の設置)

第16条 滋賀県内において、特定の地域である一定の会員の参加が見込める場合には、役員会の承認を経て分会を設けることができる。

(分会規定)

第17条 分会には一定の連絡場所を設け、分会長1名 分会役員若干名を置き、分会規則を設け、本支部に届けなければならない。

(分会活動報告)

第 18 条 分会は、毎年度末に当該年度の活動報告、並びに決算報告を支部役員会に提出しなければならない。

第 7 章 会 則 変 更

第 19 条 本支部会則の修正、および変更は総会出席者の過半数により決議されるものとし、各条の補足は役員会の決議によるものとする。

附 則

1. この会則は、平成 23年 3月 12日から施行する。
2. 支部所在地 彦根市八坂町 2500 滋賀県立大学内 湖風会館